

第十二回 参議院通商産業委員会會議録第十七号

(三三五)

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)
午前十一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
廣瀬興兵衛君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

中川 以良君
松本 昇君
山川 良一君
片岡 文重君
境野 清雄君
油井賢太郎君

衆議院議員

中村 幸八君

政府委員

小笠 公爾君

中小企業庁長官

山本友太郎君

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

第十一部 通商産業委員会會議録第十七号 昭和二十六年十一月二十七日

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(竹中七郎君) 只今より委員会を開きます。諸君及び陳情を議題といたします。速記をとめて。

午前十一時四十六分速記中止

午後零時五分速記開始

○委員長(竹中七郎君) 速記を始め

○栗山良夫君 私は水産資源保護法案に関する件につきまして緊急動議を提出したいと思ひます。御案内の通り水産資源保護法案は衆議院の議員提出法案として提出をされました。衆議院では可決になり、参議院に回付されました。二十二日に参議院に回付されたと聞いておるのでありますが、その後休日等のこともありまして、参議院の水産委員会は二十四日に一日の審議を以て委員会ではこれを可決をいたしたたのであります。そして去る二十六日に本会議においてこれを決定する運びになつておつたのであります。その内容をみますと、建設委員会、電力特別委員会、通産委員会等に関する重要な部門がございまして、参議院においては各委員会は殆んどその内容について関知しないような事情にありましたために問題が起きたのであります。そこで只今建設委員会におきましては、水産委員会に決定済みのものでありますから、従つてその善後措置について鳩首協議中でありまして、只今も委員会が開会せられておりますが、一応

何らかの修正案を作りまして、そして本会議においてその意思を發表しようというふうな運びになつておるようであります。又電力委員会におきましては、河川の利用の問題がありまして非常に密接な関係があるのでございまして、只今までの状況では、建設委員会において修正を企図せられておりますものが採択になりましますならば、電力委員会にいたしましてはさほど支障はないように認められるのであります。これは本日午後一時から開会になります電力委員会に建設委員会の修正原案を頂きまして協議をいたしたいと考へておるのであります。そこで通産委員会にも関係をいたす重要な点がありまします。私は先ほど僭越でありましたけれども通産委員の栗山個人といたしまして建設委員会に出席をいたして委員外発言を求めまして、できまするならば建設委員会の修正原案の中へ取入れて御採択をお願いしたい、こういうことをお願いいたしましたのであります。併し建設委員会におきましては、通産委員会のこともこれを取上げますことは行過ぎであるという御意見がございまして、一応私の述べたことにつきましては御理解を願つたようであります。にわかに建設委員会では私の意見が正式に修正案の中へ繰込まれるという段階には至らなかつたやうであります。そこで私はそういうことでありますならば、通産委員会にお諮りをいたしましたして、そして通産委員会といたしまして建設委員会と並ん

で本法案に対して修正案をまとめまして、そして本会議に上程をいたしたいと、こう考へるわけであります。

その理由を申し上げますと、この水産委員会でも可決になりました原案の第四條第一項第四号にこういうことが書かれておるのであります。御参考までに第一項の本文とその第四号とを讀上げますと、第四條の第一項は「農林大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護増養のために必要があるを認めるときは、左に掲げる事項に關して、省令又は規則を定めることができる。」となつておるのであります。そしてその第四号に、「水産動植物に有害な物の遺棄又は漏れ、その他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止、このうち條項があるものであります。と。ところが水産資源の保護増養の見地からするならば、水産動植物に有害なもの、遺棄又は漏れ、その他水産動植物に有害な水質の汚濁、その他水産動植物に有害な水質の汚濁に對しまして、関係者から重大な関心が寄せられるというところは十分に理解できることではあります。同時に、その制限又は禁止の結果が、工業の発展に支障を来たすようなことであつてはならないので、我が國經濟の自立達成の途上におきまして、鉱工業に負荷されておる使命の重要性を考へて見ますときに、は多言を要しないところであります。要は法律の具体的な内容をなす省令又は規則の制定如何にあるわけでありまして、従つてこれは単に農林大臣の一方の見解によつて決定せらるべきもので

はないのであります。鉱工業所管の通産大臣と十分に協議をして妥當なる結論を得たあとにおいて決定せらるべきものであると考へるのであります。

勿論私は化学工業の振興を急ぐの余り、河川に對しまして水産動植物に有害な障害を与えるような化学用水、鉱山用の排水等を何らの措置をしないで流そうというふうなことはいささかも考へておるわけではないのであります。技術的な観点に立ちまして、完全にこれを処理いたしまして河川に流すだけの責任を持つておるのであります。が、そういうような工業側の誠意ある態度をいやといたしますならば農林省の關係の一方的な見解の下に拒否せられるということになります。ならば、今後の産業の振興に非常な支障を来たすものであると言わざるを得ないのであります。従ひまして私もはそういう話合いが、相互に理解が十分につきましますように農林大臣と通産大臣との間において協議し得る余地は法律的に残しておかなければならない、こういう工合に考へるわけであります。

そこでこの法律の第四條の第六項の次ぐらゐのところに一項を新らしく設けまして、修正案としましては第四條中の第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加へる、そういうふうなことにしまして第七項として、「農林大臣は第一項の省令を定め、又は前項の認可をしようとする場合において、当該省令又は認可が第一項第四号に掲げる事項にかかわるものであるときは、あら

はじめ通商産業大臣と協議しなければならぬ。という趣旨を挿入したい。この修正案を本会議に提出できるとする。御理解、御支援を頂きたいと思ふわけでありませう。

○古池信三君 只今の栗山委員の御発言の内容と趣旨については私も同感なものです。この問題については通産省と農林省との間にどういふ話合いがあつたのか、通産省の見解を一通りして見たらどうかと思ふますが。

○説明員(横田浩一君) この問題は、分前から河川の汚濁防止の措置といつたしまして、経済安定本部の資源調査会がこの問題を取上げておりました。そしてこれはもうすでに二年乃至三年ぐらゐになると思ふますが、この問題は討議せられたわけでありませう。その資源調査会は民間の委員を以てしまして、それに厚生省側が入りまして委員会を作つて、討論いたしておりましたのでございませう。厚生省はこれの指導的な役割をいたしておりました。そして水質汚濁の防止に関する勧告案といふものがそれのできたのでございませう。それを安定本部総裁が採択をいたしまして内閣に回付されたという恰好になつてゐるのであります。その場合に通産省といつたしましては、問題が産業に及ぼす影響が非常に強いのであります。厚生省のほうと話合ひをいたしまして、この問題が法律として上程をせられる場合には、通産省側と十分に協議をせられていふという申入れをいたしまして、それは了解を得たと私は思つております。そしてこの問題の中に産業排水と申します

が、この鉱工業によつて起る産業排水は、この決文の中には入れない。当分の間は入れないということに了解がついてゐるのであります。只今のお話でございませうと、農林省側から出てゐるというお話でございませうので、我々はその点については少しも聞いておりませんで知りますので、大変驚いてゐる状況であります。

○専門員(山本友太郎君) 今の古池さんの御質問に關連いたしまして、私は昨日の建設委員会におきまして、水産庁関係者を招致して建設委員会では一応この問題を討議された模様でございませう。直接同委員会に出席して傍聴しておりましたので、正確な表現の仕方その他については誤つてゐる点があるかも知れませう。速記録を見ても頂かないと正確を期し難いのであります。間接的に私が伺つた範囲内では、水産庁関係者はこの法案が議員提出の形式をとつておるといふ点に難口をいたしまして、水産庁では余り関知しておらないような事情だといふふうに聞いております。なお同時にそれに関連いたしまして、その辺から推察される点は官庁間におきまします。農林省乃至通産省といふような……、従いまして官庁間におきまします同法案に対する事前の打合せといふものは、余り密接に今回は行われていないだらうといふ点が昨日の建設委員会で大體明らかにせられた点である。私は聞いております。従いまして通産省関係者が初めて聞いて驚いたといふようなことも、極めてあり得る事態ではないかといふふうな考えられるのであります。なおこれに關連いたしまして旧來

の漁業法なり、或いは水産資源枯渇防止法といふような法律を母体としたしまして今回の法案はでき上つてゐるわけなものであります。先ほど栗山委員から御説明が出たのですが、その説明の中にありました、この「水産動植物に有害な物の遺棄又は流せつ」といふところまでは旧來の法律に明記してあるものでございませう。但し今回の法案におきましてその続きに持つて参ります。

〔委員長退席、理事古池信三君委員長席に着く〕

「水産動植物に有害な水質の汚濁」という新しい字句が挿入されてゐる。一見前を受けてあとへこう附加したやうな恰好になつておられますが、今資源庁の關係者からも説明がありまして、非常にこれによりまして範囲が拡大されるという点が問題の第一点でございませう。と同時に又、今説明がありまして、水質汚濁防止法案、これはまあ仮の名前でございませうが、これは一応通産委員会としましても曾つて問題にいたしまして、そのために委員会を開いたこともあるくらいな問題でございませう。当時の模様から申しますとまだ十分研究の余地のある考え方であり、法案であるといふので、我々といつたしましても自分まだ棚上げに、まあ俗な言葉ではございませうが、棚上げになつてゐるものといつたしまして、我々も考えていた關係上、それがこつそりとこの水産資源保護法案の名の下に頭を出してしまつたといふことについて、十分事前に調査の手が行届いていなかった。まあ迂闊だといふば迂闊でございませうが、そういうやうな点がありまして、すでに水産委員会では

委員会においては少くとも原案が可決されたものが今日問題になつてゐるといふやうな状態で、ことの経緯はかようなことになつておるやうに考えますし、又建設委員会関係から聞かれましたところを併せて御報告申し上げます。

○境野清雄君 栗山委員から説明が聞かれたのであります。それによつて、これは私たちが考えると実に抜打的に法案を出したものだと思ふのであります。今、いづれにしても通産委員会として

は今の栗山委員の動議のやうな形勢で通商産業大臣と事前に協議をするといふことの修正案は、私はどうしても出さなくちやならぬのだと、こう思ひますので、栗山委員の動議に賛成するものであります。

○理事(古池信三君) この問題は非常に私も重要な問題だと思ふのであります。その取扱については十分本委員会としても慎重に考えてみなければいかんと思ふのであります。暫らくの間この問題について速記をやめて懇談に移したいと思ひますが、如何でございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(古池信三君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(古池信三君) それじや速記を始めて下さい。只今栗山委員から御発言になりましたこの水産資源保護法案に対する修正案の提出に關する件について御協議を進めたいと思ひますが、本委員会といたしましては、只今のやうな趣旨の修正案、適當な措置を講じて実現するといふことにつきまして、皆さんの御異議はございませんでし

うか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(古池信三君) 皆さん御異議がないやうでありますから、さう決定いたしました。

なおこの具體的な処置につきましては委員長の方にお任せを願ひたいと存じますが、如何であります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(古池信三君) それではさうに取計ります。ちよつと速記をとめて。

午後零時三十四分速記中止

午後一時十四分速記開始

○理事(古池信三君) 速記を始めて。それで休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後二時五十四分開会

○理事(緒城安次君) それでは只今から通産委員会を開会いたします。

当面の中小企業所要資金について、松尾振興部長から年末資金の手当に対する御説明を願ひます。

○説明員(松尾金藏君) お手許に配付してございませう。一覽表は、当面の中小企業の所要資金を三項目に分けて先般極く概数を、中小企業庁において先般推定の数字を弾いておつたのであります。又その所要資金についてどういふ資金のルートで、どういふ資金の付け方をするかといふことを併せて研究しておりました。その後、そのうち若干の部分は最近までに実現したのであります。更に今後どういふふうの手当をしなければならぬか、といふことを簡単に取りまとめたものであります。併しものと、中小企業の所要資

金の推定というものは非常にむずかしいわけであります。我々もこの資金の計算がはつきりと正確な計数であるとは必ずしも自身がないのであります。三項目につきましてここに掲げてございますように、電力使用制限に伴う運転資金の不足、大田関西、東北、関東等に電力使用制限は特にきつたわけでありまして、それらの地域につきまして運転資金四十億円程度をこの際注ぎ込む必要があるであらう。又電力の使用制限に伴いまして、例えばガソリンの発動機でありますとか、その他これに代る動力源を補足的に補わなければならぬというような含みもあつて、これも極く概略で二十四億という数字を推定したのであります。その資金の付け方としては、対策の欄に日銀別枠等四つの種類の付け方をしておるのでありますが、これについては現在までこういう資金の要求に対して対策の実現はまだ今のところいたしておらないやうなわけでありまして、第二の年末決済資金は、特に本年度は資金詰りが、この年末は特に昨年に比べて一層激しいことは御承知の通りであります。これにつきまして大田商工中金の現在の金繰りを見まして、商工中金に年末決済資金として五十億の資金源を殖やす。信用組合につきましては、大田昨年の年末の信用組合の貸出純増の数字を眺めまして、本年末におきまして八億四千万程度が必要であらう。地方銀行につきましても同じやうな推定で百億円、これだけの百五十八億が年末決済資金として必要であるという数字を推定いたしましたのであります。その資金の付け方はその下の欄に掲げておる通りであります。商工

中金につきましては資金運用部資金でいわゆる商工債券の引受けを十五億円ほど増加をしてもいい。これは通常の商工債券引受け以上の十五億円を年末までに増加してもらいたいという意味であります。更に日銀の別枠指定預金の増加、又信用組合については日銀の別枠、地方銀行については指定預金の増加、こういうふうに対策を考えておつたのであります。現在までのところは第三欄に掲げておりますように、商工中金につきまして御承知のように従来の十三億円の指定預金がそのまま引揚げられずに残されて、年末金繰りを取りあはず運用せられるわけになつたのであります。そのほか相互銀行、信用金庫等につきましては、十七億円の指定預金を存置しておるのであります。この十七億円の数字は、実は上の対策を考へるときには当然残るといふことで計算をしておりまして、新しい手当の数字にはならないわけでありまして、従いましてここは商工中金に対する十三億円の取りあはず現在までは実現をしておるということになるわけでありまして、今後更に一番下の欄に掲げておりますやうなものについて今後の対策は実現が必要になるわけでありまして、第三項のルース台風の復旧資金は、御承知のように被害地域の前にあります中小企業の損失といふものは、大田各被害地域府県の被害調査をおおむね二十五億四千万と推定をいたしておるのでありまして、それに対して被害地自身の自己資金なりその他で賄える部分もあるであらうから、大田ここに掲げております運転資金五億、設備資金八億、合計十三億程度がこの

際復旧資金として必要であるという数字を推定したのであります。その資金の付け方は二欄目に書いてある通りであります。実際には現在まで国庫準備金の指定預金といたしまして十五億円の指定預金といたしまして、商工中金に二億四千万、農林中央金庫に二億、その他が大体地方銀行だということになつております。この十五億の中にはいわゆる中小企業だけではなくして、中小の商工業だけではなくして、農林漁業の中小企業も含めての数字が十五億円ということになるわけでありまして、これを総合計いたしますと、この三項目で二百三十五億円の資金要求のうち、対策の第二欄に掲げております見返資金と国民金融公庫と市街協調分と、この上に丸を付けておる分だけは特別の措置を必要としない部分でありまして、その他の部分については措置を必要とするわけでありまして、合計いたしまして二十八億が現在までの手当済であります。あと百八十五億円という数字は今後の手当を要する分だけであります。

○境野清雄君 今の御説明で少しお聞きしたいことがあるのです。例えば商工中金の年末決済資金の五十億という中に、今後手当を要する分、日銀別枠十五億がありますが、これは八月一日のときには何か十七億という日銀別枠が出ています。これは、これはどうなつておるのですか。

○説明員(松尾金蔵君) 従来の日銀別枠のはかに十五億円を増額して年末金繰に充てたいという意味のものであります。

○境野清雄君 それからその欄の三行目に地銀銀行百億というのがありますが、これは地方銀行は本年は八月に決定したのは六十二億二千七百万円、六十二億二千七百万円はもう引揚げられちやつておるわけですが、そうすると、これは改めて百億を要求すると、こういう意味にとつてよろしいわけですか。

○説明員(松尾金蔵君) これは前に引揚げられた六十億……六十二億円を引揚げられたのであります。この対策として考えましたときの意味は、六十二億円はそのまま引揚げないで、更に三十八億円は追加してらつて、合計百億円を年末金繰に役立てたいという意味で充てたのであります。現在にはさういふ意圖はございません。

○境野清雄君 そうしますと、国庫余裕金のほうから出ておるものは、商工中金の十三億を引揚げないで、あとは信用組合、無尽、銀行、信託というやうなものは全部引揚げたわけですか。

○説明員(松尾金蔵君) 相互銀行、信用金庫等には十七億程度はまだ残されておるわけでありまして、大田相互銀行、信用金庫には当時まだ預託されておりましたものの大体半額程度が残されたやうに聞いております。

○境野清雄君 この今の要求額である指定預金なり、或いは日銀の別枠なり、資金運用部資金なりといふものに對して、現在引揚げたもので、或いは要求額といふやうなものを中小企業といたして復活運動と言いますか、そういうやうな点を要求しているわけですか、それですか。そうでないのをごさいますか。

○説明員(松尾金蔵君) 指定預金、日銀別枠等、それ……大蔵省、日銀当局にはたびたびこの我々のほうの希望を申入れまして、そのように実現をすることに努力しております。

○境野清雄君 ルース台風復旧資金の中に、先ほどの話ですと、これは十三億に對して指定預金が十五億である。それから農林中金に二億といふと、農林中金の二億だけが農林漁業関係で、あとの地方銀行の分は全面的に中小企業と考へて十三億といふやうに解釈してよろしいのですか。

○説明員(松尾金蔵君) 中小商工業として性格のはつきりしておりますものは、商工中金に對して二億四千万円の預託がありまして、それから農林中央金庫の分は、これは性格についてははつきりしているわけでありまして、中央金庫等の分は両方区別せずに十億余り行つておる、こう了解しているわけでありまして、

○境野清雄君 そうしますと、これはルース台風の復旧資金に關しては、今後手当を要する分といふものはない、この十三億に對して、十五億のものの入るのだといふやうに解釈して、これは所要資金は全部対策と、こういうやうに解釈してよろしいのをごさいますか。

○説明員(松尾金蔵君) 必ずしもそれは言えないのであります。これはこの一覽表を作ります際に、手当済といふ欄と当初対策として考へましたものと、実現いたしましたところの分が食い違つておりましたので、どういふやうに今後手当を要する分といふ数字を弾き出すか余りはつきりいたしません。

でしたので、この表では一番下の欄を空欄にいたしておりますが、我々はこれだけで済んだとはまだ考えておりません。

○油井賢太郎君 大変結構な案なんですけれども、これは交渉されている過程において必ずしも実現される見込は現在のところ立っているのですか。

○説明員(松尾金藏君) 実はこの参考資料を配付するにつきましたは多少私どもも躊躇したのであります。我々の要求としては当然この一番上の欄に掲げております数字はまあ推定数字で、必ずしもしつかりした数字ではないと申しましたが、おおむねこれくらいは要求は正しいと確信をしておるのではあります。ただ現在までのところでは、例えば日銀別枠につきましても、一番下の今後の手当てを要する分では指定預金等と日銀別枠が一番金額的に大きいわけでありまして、現在のところ日銀別枠につきましても日銀のほうでも相当何と申しますか、首をひねつておられるようでありまして、これが早急に実現するということはまだ現在のところ必ずしも我々自信はないと正直のところ感じておるのであります。それから指定預金のほうも、これも大蔵省にたまたびこの数字を話しておるのであります。財政上の資金繰りの点でなかなか実現がむずかしいという点で、百七億今後確保に手当てできるということも実は我々も自信はないというのが正直なところでありまして。

○油井賢太郎君 これは重大な問題と申すのですが、当委員会に日銀或いは大蔵当局の人を呼んで、これに対してどういうわけかどういふふうな要求に対して受入れることができないか、或

いは受入れる見通しがあるかというようなことを検討しておく必要があると思ふのですが、委員長においてさようお取計らい願いたいと思ひます。

○理事(結城安次君) 大蔵大臣には今日ここに出席を要求してあります。

○油井賢太郎君 今までの例ではどういふふうな数字を示して、大体まあ国会の委員会等において要請した場合にかなりの程度の誠意は見せるのですか。それとも過去の実績においてはどんな程度になつておりますか。

○説明員(松尾金藏君) 国会の御審議或いは御決定でどういふこととは從來必ずしも数字的にさういふ取扱があつたように私は記憶しておりません。が、昨年の例で申しますと、昨年は実は例えば電力の修正は別といたしまして、年末金融につきましても大体五億円の日銀別枠資金が実現したように外には指定預金が、ちよつと金額ははつきり記憶しておりませんが、若干程度運用された、その程度でありまして、昨年の暮と比べまして、今年の暮はもつと資金が逼迫しておるようになっていますので、昨年の程度だつたら今年それでいいとは我々は決して考えていない、こういう意味でこの数字を弾き出すようになったわけでありまして。

○油井賢太郎君 次に一つ数字の点でお聞きしたいのですが、年末決済資金の信用組合というのが八億あるのです。信用金庫と別に幾つあるのかわからぬ、これだけ融資してもらいたいという意向になつておるのですか。

○説明員(松尾金藏君) ここで掲げて

おりますのは両方、その一部が信用金庫になつておりますものを合せての意味であります。

○理事(結城安次君) 別に御質疑もなければ商工組合中央金庫法の……。

○境野清雄君 その前にちよつと動議を私は提出したいのですが、といひますのは午前の委員会が水産資源保護法案について水産委員会といたしまして修正案を決定したのでありますけれども、その後の経過を私聞いてみますと、修正の主旨を演ずべく予定されておりましたところの建設委員会では、衆議院側の水産、建設両委員長、並びに自由党の広川総務会長の申合せによりまして、衆議院において水産委員会が自発的に修正を行うという條件を付けてまして、さうして今日の修正は見送るというように一応話し合ひがございました。さうなりましたと、客観情勢がさうに變つて参りましたので、当通産委員会といたしましては情勢の推移を暫らく見守りまして、それから善処するのがよいのではないか、さう存じますので、その動議を提出する次第であります。

○理事(結城安次君) 速記をとめて下さい。

○理事(結城安次君) 速記をとめて下さい。

○理事(結城安次君) 速記をとめて下さい。

○理事(結城安次君) 速記をとめて下さい。

○古池信三君 それでは委員長の御指名にたいして最近の状況について御報告を申し上げます。

今朝ほど通産委員会において水産資源保護法案に対する修正意見を出すということに一応きまつたのであります。が、その当時我々が聞いておりました条件としては、建設委員会においてこの法案に対して相当修正意見があつて、すでに水産委員会のほうには決済済みであるから、委員会に持込むわけには行かないので、本会議に持つて行つて修正しようということでは可決されたいというふうな我々聞いたのであります。従つて通産委員会としてはこれに同調して、いづれ電力特別委員会においてさういふ問題は起るであろうから、その際には三委員会が協調して修正案を出すことにきまつたと私は了承しておりました。ところがその後の情勢によりまして、建設委員会のほうでは修正案は出さないことにしたという情報を受けたのであります。それから只今電力特別委員会に出席しております、そのうちの小川委員、三輪委員はいずれも建設委員会の委員であります。その両氏から、今の問題は建設委員会として修正案を出さんということをきまつたわけではないというようにを明言されました。さうして電力特別委員会としては、やはりこの問題は重要な問題であるから、修正案を作つて出すのが至当であるということにほぼきまつておつたのであります。只今さういふふうなきまつたということを山川委員から承りました。さういふことを山川委員と電気特別委員会とはきまつた、建設委員会のほうではやはり出すというにきまつておるといひます。さうなれば、通産委員会においても午前中の決定通りにすべきだろうと私は考えます。併しなから私が考えますの、この問題は三委員会にそれぞれ関係のある問題であつてみますれば、そのうちの或る委員会が修正案を出し、或る委員会が出さんということ

は、甚だ参議院全体として審議上まずいと思ふのであります。飽くまで各委員会が歩調を揃えて行くことを希望いたしますので、従つて通産委員長は他の建設委員長、及び電力特別委員長、更にできますならば、本表の審議をいたしました水産委員長、これら各委員長と協議をされまして、同一歩調で行くということにきめられたら私は希望いたします。従つてその場合に若し協議の結果修正案を出さないという事になつたといひますならば、午前中のこの委員会では修正案を出すというに一応決定は見ましたけれども、只今のような関係で出さんというに委員長がきめられれば、出さないといふことに我々も了承することにしたといひます。

○山川一君 私は只今古池委員が説明されましたが、そのあとに電力委員会に幾つて今の協議をしたのであります。が、最後的にはこの本会議で修正するやうな方向に話し合ひを進める、まあ細かいことは申しませんが、さういふ方向に各関係委員長間で話を進めるといふことで、大体決定いたしましたから、それを補足しておきます。委員長の話合ひでどうするかといふことをきめる、但し話の内容は修正するやうな方向に話を進めるといふ前提で相談しようといふことになりましたから、それだけ申し上げます。

○境野清雄君 只今古池、山川両委員から電力委員会の経過をお聞きいたしました。が、よく承りました。私の水産資源保護法案についての、只今出した動議は撤回いたします。

○理事(結城安次君) さうしますと古

の金臓が目下のところ最もひどく逼迫しているのじやないかと考えております。

○境野清雄君 最も逼迫しておるとい
うことは大企業、或いは零細企業、消
費金融に比しても中小企業が一番逼迫
しておるといふふうに解釈してよろし
うございますか。

○衆議院議員(中村幸八君) 大企業も勿論金融が逼迫しておりますのでありますが、併し何と申ししましても大企業は信用もあるものでありますので、何とかかかるとか銀行方面からの資金の融通も得られておるのじやないかと思うのであります。中小企業はこの点におきまして、最も信用力の乏しい体形のものでありますので、特に政府において力を入れて行かなければならないのじやないかと、かように考えております。

○境野清雄君 提案者は、大体商工中金の機構というものに関しては現在のままでよいと思うのか、悪いと思うのか、この点を一つお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(中村幸八君) 商工中金の機構のうちでも、特に先ほど申上げましたように地方に網を張つていないということが最も現下の欠点じやないか、かように考えます。でありますから、今後は店舗の数をでき得る限り殖やして行く。そうしまして各地方の預金も集めるし、又一面貸出しも活潑にして行く、こういうことが必要じやないかと思ひます。

○境野清雄君 組合員の預金を吸収できるようにするというお話でありまうけれども、組合員の預金を吸収するといふようなふうになれば機構を天降りのものから、自主的なものにするそ

ことを要するの必要はないのか、言い換えれば組合員というようなもの、預金を吸収するのなら、商工組合中央金庫法の二十六條の「理事長、理事及監事、主務大臣之命令」ということに對して相当矛盾があるようなふうにも考えておりますし、又併せて当初この組合が、中央金庫ができました当初におきましては、一千万円の資本金に對して半額政府出資というのが正確にされて、二十三年の再建整備によりまして、今日では僅かに二百十萬圓きり出してないというふうな状態になつてゐるにもかかわらず、依然として天降りの機構をやつておる、こういうような点に關しまして提案者のほうはどんなふうにお考えになつておりますか。

○衆議院議員(中村幸八君) 当初資本金が僅か一千万円でありましたが、現在は御承知のように十五億円になっております。この出資者は中小企業が過半数を占めておるのでありまして、そういう中小企業者からの資金を預つて、而も債券発行によつて中小企業のために資金を貸付けて行く、こういう重要な使命を帯びておる中小企業専門の金融機関でありますので、成るほど政府

の出資額は現在におきましては二百十
万円、尤もそのほかに見返資金からの
優先出資五億円というものがありま
す。政府出資という面からだけでな
くて、中小企業の専門金融機関とい
う要使命に鑑みまして、理事長以下
政府の任命によるということも必要に
やないかと、かように考えておられ
す。

○横野清雄君 一番最初私の質問しま
したときに、提案者から御説明のあり

預金を吸収したい、こういうようなお話でありましたが、大体八月の末日の組合の敷というようなものは總計で二万四千九百八十四というような数字に相成つておりまして、そのうちに、中金へ出資しておるといふ組合はそのうちの僅かに六千十八、こういうようなものでありまして、その差引額である一万八千九百六十六組合、即ち現在出資者の三倍強に對して、これは放任しておいて、組合員のほうの預金を吸収するといふのか、或いは一万八千九百六十六組合というものには万全を尽して吸収をしたらそれはできなかったといふのか、その点を明らかにして頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(中村幸八君) 中小企業

等協同組合のうちでも商工中金と関係を持つていない組合がお説のように極めて多いのであります。が、今後中金の業務運営の上におきましては、そういう未利用の組合にもどしどし利用して頂く、こういう方向に尽力しなければならぬと考へます。が一面におきまして更に組合員にまで貸付なり或いは預金への吸収を拡張いたしましたので、でき得る

○衆議院議員(中村幸八毛) 協同組合に對して補助したがうまく行かなかつたとは言えないのでありまして、最近商工中金といつたしましては、貸出額を御覧になつてもわかりますように、昭和二十三年三月頃に五億八千万円程度の貸出が、今日では百七十億の貸出となつております。こういうように急激に貸出金額も殖えております。その半面に利用組合の数もぐつと殖えておるのでありまして、今後ますます利用組合を殖やして参るよう奨励したいと、かように考えております。

○埴野清雄著 この商工中金法の一番を改正するという結果につきましては、工業新聞の論説あたりを見ましても、これが一体協同組合の活動が不振になる虞れはないかというような面も驅つて、従来又組合金融などの点まで維持して行くのかといふようなこともあつたようでありますが、大体提案者のほうでは、組合金融とそれから組合員の金融とについて割合をどのくらいにすべきかと云ふことには、大體問題ないと思ふ。

願いたいと思います。

○衆議院議員(中村幸八君) 御心配の点は御尤もと思いますが、現在におきましても、実は組合にだけ貸しておき組織でもあります。が、現実におきましては転貸の形で組合員まで及んでおる面があるのであります。それは現在士体組合員額の三分の一程度は転貸の形で組合員まで及んでおるようであり、半々後進直業二組合員まで貸出に

金類が三分の一程度というものが割合が相当殖えまして、或いは商工中金の総貸出額の半分くらいは組合員に貸出するようになるのじやないか、かように考えます。

○横濱清雄君　今のお話の通り、金は現在の総貸出率の三六％を占めておりますから、大体そんなような数字になると思いますが、そういたしましたところ、大体今後の商工中金というものが貸出対象というものは組合金融と組合員金融が半々になる、こういふような

○衆議院議員(中村幸八君) 大体さうに考えております。

○境野清雄君 そうしますと、大体金額は金額の問題なのでありますが、先

の運転資金といふものを合計いたしまして、一組合当りが三百四十一万九千円というよりなものが出ておるのですから。然るにこれの転貸資金といふものは逆に五百七十一万と、こういうよりな非常に大きなものが出ておる。これは勿論組合員個々になりますから、これは一組合当りとしては二百四十円以上上つても、それはさしたる不利益はないと思つておられますけれども、

金融公庫に比較するのではないのであります。平均の貸出額というようなのはどの程度が一番妥当なものであるかという点について、提案者の御所見を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(中村幸八君) 商工中金の貸出額の組合当りの最高限はどのくらいかというお尋ねであります。これはなにか、むずかしい問題でありますが、まあ一千万円或いは千五百万円くらいのものもあるし、又低いのは百万、二百万というものもありまして、平均いたしまして今まで三百四十一万ですか、そんなようなことになつておるのじやないかと考へます。

○境野清雄君 私は今最高限をお聞きしたのじやないものであります。現在貸出しておる平均というものの三百四十一万九千円というものに對して、相当難点があるのじやないか。こう思ひますので、提案者自体は現状のような三百五十万円というものを今後堅持して行きまして、商工中金の金融対象となさるのか、或いは一組合当りのこの貸出平均というものを二百万円くらいに下げまして、そうしてそれによつてこの今後の運営の基本方針にせられるのか、この点についてお伺ひしたのであります。

○衆議院議員(中村幸八君) 中小企業保険法におきまして、今回の改正信用によりまして、保険額は三百万円から五百万円に引上げてあります。従つて大体現在の一組合当り三百四十一万円という平均程度でいいのじやないかと、かように考へております。

○境野清雄君 これは大きな金融の問題になるのであります。例えば国民金融公庫、今日は大蔵大臣が今見えないというお話でありまして、非常に残念だと思ふのでありますけれども、私は大蔵大臣にこの点十二分に質問したいと思つておつたのであります。国民金融公庫が貸出限度を二百万円に引上げるという問題がありまして、これは商工中金自体としても相当な私は問題じやないか、こういうふうにか考へておる。又零細金融というものと中小企業金融というものの間のこの比率と申しますか、この平均貸出限度というやうなものに對して、大きな問題が幾されるのじやないか、こういうふうにか考へておつたのであります。今、提案者のお話で、商工中金のほうは三百五十万円程度を、物価の關係その他から行きましてこの辺が妥当だと、こ

ういふ御議論であります。国民金融公庫の二百万円というものは或いは妥当になるのじやないかと、こ

ういふに考へますので、再度お伺ひしたいのであります。三百五十万円というやうな現実の点を堅持せられまして、国民金融公庫の二百万円引上げというものは、併せて提案者は御賛成になつておるといふに解決してよろしいと思ひます。

○衆議院議員(中村幸八君) 国民金融公庫におきましては現在個人貸は二十万円、それから連帯で借りる場合は百万円、かように承知しております。これは国民金融公庫のほうは極めて零細な消費金融を賄つて行くのが専ら使命である、かように考へまして、それが至当ではないか。これを個人二百万円或いは三百万円に殖やすといふこと

は、これは行き過ぎではないか、かように考へまして、商工中金のほうはそれよりももう少し規模を大きいし、又専ら事業金融のほうに主力を注いで行くべき使命を持つておる。従つて現在の程度の貸出限度でよろうと、かように考へております。

○境野清雄君 そのところは、私たちの考へとどうもびつたり行つておらないのであります。お説の通り国民金融公庫の連帯保証においては百万円というのを二百万円の限度に引上げよ

うといふことになつておるのでありますから、それは商工中金のほうはいわゆる協同組合を対象としたしまして、三百五十万円というものに接近して、二百万円というふうになつて来ることは、私は商工中金なり、或いは中小企業行としては相当これは考へるべき問題じやないだらうか、こ

ういふに考へておりますが、たゞ、この法案の提案者でありますから、そのものは三百五十万円よろしいのだ、併せて中小企業行の、この一緒に御答弁なさつておるほうでもそれでよろしいのだ、こ

ういふのならば私は結構なんでありまして、その御所見を再度承りたいと思ひます。

○衆議院議員(中村幸八君) 商工中金法の今回の改正によりまして組合員にまで貸出を拡張する、この組合員に或いは現在の三百四十万円平均といふのは或いは多いではないかといふ氣もいたしますが、組合員につきましては、国民金融公庫で申しますれば連帯貸、多数で借りると、そのほうの百万円に對しましては丁度その辺が釣合

いがとれておるところではないかと考へます。

○境野清雄君 百万というやうな今お話がありましたが、二百万円にするといふことでなく前の百万円ならばと、こ

ういふ意味でございますか。

○衆議院議員(中村幸八君) まだ二百万にはなつておらないと思ひますが、現在百万でございます。

○境野清雄君 そうしますと、二百万円になるのではなく、商工中金の側から見てこれはやはり行過ぎだと思ふのですが。

○衆議院議員(中村幸八君) 連帯貸二百万が行過ぎかどうかという点でございますが、その問題は、この中金の現在の審議から申しまして、少し私としては御答弁をいたしかねるやうに考へております。

○境野清雄君 それはおかしいと思ふのであります。協同組合は御承知の通り加盟、脱退は自由なんであり

ますから、そういうやうな点から、金を貸してあるからお前は組合から出ちやいかんのだという抱束は全然ないのではありませんか、そういうやうな場合には如何やうな措置をとるかというやうなことは、一応お考へになつてお

らなければ、これはなにか、そういうやうな問題のないやうに指導するといふことではな

か、私は行き得ないのじやないかと思ふのであります。この点は何かの措置を考へるならなれば、私はそういうやうな問題は、これはもう相当起きて来るのじやないかと思ひますが、そういうやうなものに對しては何か一つお考へをお願ひしたいと思ひます。お考へがあれば結構ですが、なければお考へをお願ひいた

するということになりますと、貸出額が又殖えて参ります。従つて今後貸出純増のまあ大体半分くらいは組合員にまで預金の範囲を拡張することによつて殖えて来るので賄つて行けるのじやないか、かように考へております。

○境野清雄君 商工中金として今度の措置によりまして、組合員のこの預金を入れる、こつちのような話でありましたが、商工中金の増加し得るところの預金というものは他の中小金融機関が集める資金の流れ途を殖えただけじやないか。例へて見ますなら、信用組合から中金へ乗り変えて来ると、こつちのようなことしか私は考へられないのでありますけれど、提案者のほうといたしましては、増加し得る預金、今度新しい措置によりまして殖え得る預金というものは、他の中小金融機関が集める資金の流れ途を殖えたとお考へになつておるか、或いは殖えないとお考へになつておるか、その点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(中村幸八君) お説のようにならぬ金融機関に預金せられておつたものが商工中金のほうへ振替つて来るといふ面もあると思ひます。あつたと思ひますが、併しそれだけではない。やはり他の金融機関に行つていないが、新しく商工中金に行くといふものも、必ずしもなくはないんじやないか、かように考へます。又今後組合員にまで貸出をいたしますと、その貸出のうちの一部は預金としてとどまる面もあります。この分からも預金が増加して来るんじやないか、かように考へます。

○境野清雄君 流れ途を殖える。殖えるだけじやない、殖えないほうもある

○衆議院議員(中村幸八君) 組合員に今後資金を貸出すことによりまして、組合員の事業活動が活発になつて参ります。従つてその面から利益金等も増加して参ります。預金として中金に入つて来る分も相当あるんじやないか、かように考へます。

○境野清雄君 大体そういう御意見だとすれば、中小企業の総体の金融としては私は資金源はちつとも増さないんじやないか。そうすると結局、当初に、非常に改正後には資金源も豊かになるだろうというお話を聞かれましたけど、それは中小企業の資金難というものは依然として続くんで、このものでは大體解消でき得ないというふうなふうに考へるべきではないか、で、年末金融というふうなものに對しても相当緩和に役立つというふうな御意見のようでありまふけれども、それはどういふような意味でそういうふうなお考へなのか。まあ私も考へた

○衆議院議員(中村幸八君) 普通銀行であります、預金だけに頼つておつて、預金から貸出をして行く、こつちのことになるのであります。商工中金は、その使命の通り、やはり預金だけではない、商工債券等によりまして資金を集めまして、これによつて賄つて行くということが必要ではないかと考へるものであります。従つて差迫つた年末の金融を賄つて参りますには、どうしても政府資金を導入しなければならぬのではないかと考へております。

○境野清雄君 提案者は大體現在の商工中金の運営方針というふうなものに對しては、それでよいと思つておられるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(中村幸八君) 大體商工中金も活発にその使命を感じまして事務を運営しておるうちに考へます。ただお尋ねの趣旨は或いは先だつての新聞の記事の点にあるのじやないかと思ひますが、こつちのようないふ点につきましては一國お互に国会議員として今後監督をいたして参りたいと考へます。

○境野清雄君 先ほどの年末金融の問題でなか／＼お骨折りのようでありまして、自由党の政調会かでは決定しまして、差当り三十億の引受をやらせるぞというふうなことをはつきり新聞なんかで発表せられておるのでありますけれども、銀行局長の説明によれば、要するに資金運用部資金の運用計画は予算と一体としてすでに決定されておるので困難である、こつちのようないふことを言つておるのであります。提案者自体は、この三十億というものは出るというふうなお考へで年末金融その他のものに對してはやつて行ける、こつちのようないふお考へであつたのかどうか。これは参考のためにお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(中村幸八君) 年末金融がやつて行けるというのを私申ししておりますが、やつて行けるようにできる限り今の資金運用部資金で賄つておれば三十億年度内引受けてもらいたいというのを申上げたのであります。この点につきましては大蔵當局の、現在までのところはお説の通りに銀行局長はまだ資金計画を殖えなけりやならんから簡単には行かんといふだけ一つ皆さんがたと共にこれは銀行局を押して、年末金融に遺憾のないようにして行きたいと、かように考へます。

○境野清雄君 結局今私いろいろ伺ひしたんでありますけれど、提案者は改正点だけについて考へておられるのであります。商工中金の全体のあり方というもののについては甚だ私は研究が足りないんじやないか、こんなふうな考へておられますけれど、こつちのようないふ点に對しまして、本法案が商工中金のあり方に矛盾してゐるんじやないかというふうに考へる。言い換へますならば、従来協同組合を主体にして立てましたところの商工中金という

ものが、今度はその預金の吸収ができ得ないから、資金源が足りないからといふことで、もう直ちにその方向を変へまして、組合員預金というふうなものにやつて来たといふことは、従来の商工中金のあり方というものに相当矛盾してゐると思つておられますけれど、こつちのようないふ点に對しまして、中小企業庁の一つ御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(松尾金藏君) 只今御指摘の点は、商工中金が組合金融を中心としてその補助的な役割を果すという本来の立場から申しますれば、今度の組合員個人を対象とした業務の拡張の部分は、確かにこつちの傾向もあると思つておりますが、ただ御承知のように、現実には現在の中小企業の組合が必ずしもまだ満足したもので十分の発達を遂げておりませんし、又その意味から現在、現状におきましては、御承知のように一部組合を通じて組合員に融資をするような運用が現実的にすで行われておるわけでありまふ。こつちのようないふ、現実の姿を見ますならば、今回の提案されておりますこの程度の修正で、又その運用につきましては、先般来いろいろ御説明をいたしましたような、相当制限的の申しますか、中小企業の組織化の線に矛盾しないような運用をいたして参りますならば、現実の状況では商工中金の本来の性格を傷つけるような根本的な改革を加えるようなことには決してならない、こつちのようないふ考へております。

○境野清雄君 そういたしますと、中小企業庁自体といたしましては、従来の

の協同組合というものに対する概念が幾分變つて來てゐるんだと、こういうふうに解釈してよろしうございますか。

○説明員(松屋金藏君) 中小企業の組織化の線による中小企業の組合の線についての考えは、私も決して變えるつもりはないのであります。この点は中小企業の振興のためには非常に強い基点であるのであります。ただ中小企業の金融機関としての商工中金の業務の充てんについて、この程度の業務の充てんがあることについては、別に中小企業、商工中金の性格を變えるものでもなければ、中小企業の組合の性格或いはそれに対する考え方を變えるというふうには考へてゐないわけでありまして。

○境野清雄君 私には今日はまだ、この改正法律案が出たので、大蔵大臣に一応質問をしまして自分の結論を出したい、こういうふうに思つておつたのであります。先ほどのお話によりまして、大蔵大臣は当委員会に出席でき得ない、こういうお話でありまして、私の質問は留保いたしました。それで私は今日は質問は打ち切りたいと思ひます。

○油井賢太郎君 只今境野委員からも話がありましたが、先ほど大蔵大臣が年末決済資金というふうなものについての所見をこの委員会に來て話されるであらうというのでお持ちしてゐたのです。ところがこれが出席不可能ということになりましたと、これに関連したこれは法案でありますから、今日はこの辺で以て打切つて頂くとしても、私も質問は保留をいたして、この次に大臣が出席したときに質問いたしたい。

と思ひます。

○松本昇君 私はまだ質問があるので、大蔵大臣の出席を非常に期待しておつたのですが、あいにくとお見えにならんとすることがありますから、私もその点を留保したいと思ひます。

○理事(古池信三君) それでは皆さんの御意見が、大蔵大臣が出席されるまでそれ、御質問を留保されたいということでありまして、この問題はこれ以上進行できないかと思ひます。つきましては、本日この企業合理化促進法案が予備審査として衆議院のほうから回付されております。従つて、この法案の提案理由について説明を一應聞きたいと思ひますが、如何でございますか。

○油井賢太郎君 企業合理化促進法案は、これはなかなか重大な法案だと思ひます。日本の産業の將來のあり方、日本の経済の再建というふうなことにしても多大の關係があると思ひます。今日は出席議員が極めて少い状態でありまして、もつと出席議員の多いときに改めて理由の御説明を願つたほうがいいと思ひます。

○理事(古池信三君) それではお諮りいたしますが、只今油井委員から本日の出席率がよくないから企業合理化促進法案の説明を聞きますのは、これを延期しようという御発言がありました。如何計らいましょうか。

○理事(古池信三君) それではさうに計らうことにいたします。それでは本日の委員会はこれを以て散會いたします。午後四時十八分散會。

十一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、企業合理化促進法案(衆)

企業合理化促進法案

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、技術の向上及び重要産業の機械設備等の急速な近代化を促進すること並びに原料及び動力の原単位の改善を指導し、企業合理化を促進し、もつてわが国経済の自立達成に資することを目的とする。

(事業者の定義)

第二條 この法律において「事業者」とは、工業、鉱業、電気事業、ガス事業、運輸業、土木建築業、水産業その他政令で定める事業を営む者をいう。

第二章 技術の向上の促進

第三條 技術の向上を促進するため必要であると認めるときは、主務省令の定めるところにより、鉱工業等に関する技術の研究、工業化試験又は新規の機械設備等の試作(以下「試験研究」という。)を奨励助長するため、試験研究を行う者(以下「試験研究者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、又は国の所有に係る機械設備等を国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の定めるところにより貸与することができる。

(試験研究用機械設備等に対する所得税又は法人税の課税の特例)

第四條 主務大臣及び大蔵大臣は、政令の定めるところにより、試験研究者に対し、その行おうとする試験研究が企業の合理化を促進するため緊急を要するものであり、且つ、その取消し又は製作しようとする機械設備等が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができ、その承認を受けた日から一年以内、その承認を受けた機械設備等を取

得し又は製作してその承認を受けた試験研究(当該個人の営む当該事業と関連を有する試験研究に限る。)の用に供したときは、当該試験研究の用に供された日以後三年間の日を含む各年について、同号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する当該機械設備等の減価償却費の額は、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該試験研究の用に供した日以後三年間で、且つ、当該試験研究の用に供している間に限り、当該機械設備等を取

得し又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三六で除して計算した金額とする。

前項及び本項の規定の適用を受けた個人が死亡した場合において、その相続人(包括受遺者を含

む。以下同じ。)が当該個人の行つていた試験研究に關連する事業を承継し、且つ、当該試験研究を継続するときは、当該個人の死亡に因る当該試験研究の用に供する機械設備等の移転については、所得税法第五條の二第一項の規定は、適用しない。この場合において、は、相続に因り取得した当該試験研究の用に供する機械設備等については、当該相続人が引き続きこれを有していたものとみなす。

試験研究者である法人が第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取

得し又は製作してその承認を受けた試験研究の用に供したときは、当該試験研究の用に供した日以後三年間の日を含む各事業年度について当該事業年度の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上損金に算入する同法及び同法に基く命令の規定により計算される当該機械設備等の償却額額は、これらの規定にかかわらず、当該試験研究の用に供した日以後三年間で、且つ、当該試験研究の用に供している間に限り、当該機械設備等を取

得し又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三六で除して計算した金額とする。

6 第二項又は第四項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二若しくは第二十九條又は法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書に第二項の規定により必要な経費に算入する金額又は第四項の規定により損金に算入する金額に算入する金額に算入した金額についてのその算入に關する申告の記載があり、且つ、当該金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限り、第三項の規定は、所得税法第二十九條の規定による申告書に同項に規定する事業を承認し、且つ、試験研究を継続する事実の記載がある場合に限り、これを適用する。

(試験研究用機械設備等に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税)

第五條 前條第二項又は第四項の規定の適用を受ける機械設備等に対して課する固定資産税に關する固定資産税については、地方税法第六條の規定の適用があるものとする。

第四項 産業関連施設の整備

第八條 事業者は、主務省令の定めるところにより、企業の合理化に資するため必要な道路、港灣施設又は漁港施設の建設、改良、維持又は復旧を道路、港灣又は漁港の管理者に対して申請することができ、

2 道路、港灣又は漁港の管理者は、前項の規定により申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、道路法(大正八年法律第五十八号)、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)又は漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の定めるところにより、その工事を行うことができる。この場合において、事業者がその受益の限度において工事に要する費用の一部を負担させることができる。

3 国は、前項の規定による工事に要する費用については、道路法、港灣法又は漁港法の定めるところにより、予算の範囲内において、その全部若しくは一部を負担し又は補助することができる。

4 国は、必要があると認めるときは、第二項の規定による工事を道路法、港灣法又は漁港法の定めるところにより、自ら行うことができる。この場合においては、事業者がその受益の限度においてその

工事に要する費用の一部を負担させることができる。

第五項 原単位の改善

第九條 主務大臣は、工場又は事業場における鉱工業品の原材料又は動力の原単位(以下「原単位」という。)の改善を促進するため必要であると認めるときは、目標となるべき原単位を公表することができる。

(原単位に關する報告)

第十條 主務大臣は、企業の合理化を促進するため必要であると認めるときは、主務省令の定めるところにより、事業者に対し、当該事業者の工場又は事業場における原単位に關する報告をさせることができる。

(原単位の改善に關する指導等)

第十一條 主務大臣は、企業の合理化を促進するため必要であると認めるときは、事業者に対し、原単位の改善に關し必要な指導又は勧奨を行うことができる。

第六章 中小企業の診断

第十二條 地方公共団体は、中小企業の合理化を促進するため、中小企業者の申出に基き、当該企業の経営の状況について調査及び診断を行い、その改善に關する勧告を行うことができる。

(補助金の交付)

第十三條 主務大臣は、前條の調査及び診断並びに勧告を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助金として交付することができる。

第七章 雜則

(報告及び立入検査等)

第十四條 主務大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要であると認めるときは、試験研究者若しくは事業者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に、試験研究者若しくは事業者の工場、事業場若しくは営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件の検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第十五條 前條第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、同條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に關し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の五第一項中「第五條の七」の下に「及び第五條の九」を加える。

第五條の六第一項中「及び第五條の八」を「第五條の八及び第五條の十」に改める。

第五條の七から第五條の十一までを二條ずつ繰り下げ、第五條の六の次に、次の二條を加える。

第五條の七 青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法(昭和二十六年法律第 号)第六條の規定により政令で定められた事業(以下「指定事業」という。)を営むものが、昭和二十六年一月一日以後、近代的な機械設備等で命令で定めるもの(以下「指定事業用機械」という。)のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(減価償却の特例)

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第三項 機械設備等の近代化の促進

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第六條 機械設備等を緊急に近代化する必要がある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が機械設備等の近代化のため取得し又は製作した機械設備等については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

る。但し、当該指定事業用機械の減価償却費として所得税法第十條第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

前項の規定により指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入された金額が当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額に満たない場合には、前項に規定する年の翌年以後二年間の各年において事業所得の計算上当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の減価償却費として同條同項の規定により必要な経費に算入される金額にそれぞれ左に掲げる金額を加算した金額とする。

一 前項に規定する年の翌年においては、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額から前項の規定により必要な経費に算入された金額を控除した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額

二 前号に規定する年の翌年においては、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額から前項の規定により必要な経費に算入された金額と前号に掲げる金額との合計額を控除した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額

第五條の五第一項の規定は、指定事業用機械には、これを適用しない。

第一項又は第二項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條の規定による申告書に第一項又は第二項の規定により必要な経費に算入される金額を必要な経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書に指定事業用機械の減価償却額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五條の八 青色申告書を提出する法人で指定事業を営むものが、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、指定事業用機械のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し又は指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合においては、その事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該指定事業用機械の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該指定事業用機械の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

第五條の六第一項の規定は、指定事業用機械には、これを適用しない。

第五條の六第三項の規定は、第一項の場合について、これを改正後の租税特別措置法（以下

「法」という。）第五條の七の規定は、昭和二十六年分の所得税から適用する。

4 法第五條の八の規定は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

5 法人が昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和二十七年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に法第五條の八の指定事業用機械のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同條の指定事業用機械を製作して、これを当該事業の用に供した場合において、当該法人がその事業の用に供した事業年度の所得につき法人税法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出したときは、当該法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度の所得の計算については、当該指定事業用機械について、その事業の用に供した事業年度において法第五條の八の規定の適用があつたものとして当該事業年度以後昭和二十七年一月一日を含む事業年度直前の事業年度までの各事業年度分の償却範囲額を計算する場合において生ずる各事業年度の償却不足額に相当する金額を、それぞれ各事業年度において生じた償却不足額とみなして当該指定事業用機械の償却範囲額を計算する。

昭和二十七年一月十九日印刷

昭和二十七年一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所